

## 「もったいない・いわて☆食べきり協力店」に関する Q & A



Q) 協力店になれるのはどんな店舗ですか？

A) 岩手県内で営業している飲食店（レストラン、食堂、居酒屋等）と、宿泊施設（ホテル、旅館、民宿等）であれば申請できます。

Q) 協力店に登録申請する際、また登録後の費用負担はありますか？

A) 費用負担は一切ありません。

Q) 協力店になるとどんなメリットがありますか？

A) 協力店として登録されると、岩手県公式ホームページ上において食べきり協力店として店舗名や所在地、取組内容等を紹介させていただきます。  
また、了解いただければ、店舗のホームページにリンクを貼らせていただきますので、お店のPRにもつながります。

Q) 協力店になるには、どのような取組が必要ですか？

A) 取組項目のうち、1つでも取り組んでいただければOKです。  
例えば、まずは、当課がお渡しするポスター等を店内に掲出していただき、お客様への周知に協力していただくことも取組の1つです。  
その後、できることから取組項目を追加していただいてもかまいません。

Q) 「3010運動」とは何ですか？

A) 宴会開始後30分間と終了前10分間は自分の席で料理を食べることにより食べ残しを減らす取組です。

Q) 食べ残した料理の持ち帰りに関する取組も取組項目に該当しますか？

A) 県では、お客様が持ち帰った料理による食中毒の発生等が懸念されることから、料理の持ち帰りについては推奨していません。そのため、協力店の取組内容からも除外していますのであらかじめ御了承ください。

Q) 協力店としてPRできるもの（普及啓発グッズ）はありますか？

A) 協力店としてPRしていただけるよう、ポスター、チラシ、ミニのぼり旗といった普及啓発物品をお渡しします。